

薬 第 7 5 4 号
平成 28 年 1 月 21 日

横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課長
川崎市健康福祉局健康安全部医事・薬事課長
相模原市保健所長
横須賀市保健所長
藤沢市保健所長

様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指
定について (通知)

このことについて、平成 28 年 1 月 21 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は、別添の平成 28 年 1 月 21 日官報 (号外特第 1 号) のとおり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 7 号) で新たに指定された 3 指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日 (平成 28 年 1 月 31 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

1 知事指定薬物の指定

次に掲げる薬物を神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物として指定した。

(1) 化学名 2-(2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル) エタンアミン及びその塩類

【通称名】2C-D

(2) 化学名 2-[[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル]-N-メチルアセトアミド及びその塩類

【通称名】Modafinil

(3) 化学名 1-メトキシ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類

【通称名】MO-CHMINACA



2 指定理由

当該薬物は、抑制及び幻覚作用等を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に健康の被害が発生するおそれがあり、近隣都県で同様に指定される等、県の区域内において乱用されるおそれがあるため。

3 施行期日

平成 28 年 1 月 22 日から施行する。

問い合わせ先

献血・薬物対策グループ 植村

電話 (045)210-1111 内線 4972

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会会長
- 一般社団法人 神奈川県歯科医師会会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年1月21日(木曜日)

号外第2号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(保健福祉・薬務課)

1

告 示

神奈川県告示第22号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、平成28年1月22日から施行する。

平成28年1月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類(通称名 2C-D)
- (2) 化学名 2-[[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル]-N-メチルアセトアミド及びその塩類(通称名 Modafinil)
- (3) 化学名 1-メトキシ-3,3-ジメチル-1-オキソプタン-2-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類(通称名 MO-CHMINACA)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に健康の被害が発生するおそれがあるため

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働七)

省令

○厚生労働省令第七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十五条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二百二十七号を第二百三十号とし、第二百一十号から第二百二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二百号を第二百二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三 一―メトキシ―三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル―一―(シクロヘキシルメチル)―一―ヒンダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第九十九号を第二百一十号とし、第二百一十号から第九十八号までを二号ずつ繰り下げ、第二百一十号を第二百一十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二 二―(ピス(四―フルオロフェニル)メチル)―スルフィニル)―一―メチルアセトアミド及びその塩類

第一条中第九十九号を第二百一十号とし、第二百一十号から第九十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二百一十号の次に次の一号を加える。

百一 二―(二―五―ジメトキシ―四―メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類

第二条第五号の表中二―(二―五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

二―(二―五―ジメトキシ―四―メチルフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途